

低入札価格調査制度の導入について

平成 30 年 8 月 1 日

登米市総務部総務課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、ダンピング受注の防止を図るため、低入札価格調査制度を導入します。

1 制度概要

低入札価格制度では、あらかじめ基準となる価格（調査基準価格）を定め、調査基準価格未満の価格を提示した者に対し、当該価格において適正な履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がなされると認める場合には、落札者とする制度です。

2 対象

- 総合評価一般競争入札により発注する建設工事
- 市長が必要に応じて決定する一般競争入札により発注する建設工事

3 調査基準価格

低入札価格調査を行う基準として設定する価格のことです。

■調査基準価格（税抜）＝調査基本価格（①＋②＋③＋④）×ランダム係数

①	②	③	④
直接工事費×0.97	共通仮設費×0.90	現場管理費×0.90	一般管理費×0.55

4 失格基準価格

調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行わず、失格とする基準として設定する価格のことです。

■失格基準価格（税抜）＝①＋②＋③＋④

①	②	③	④
直接工事費×0.92	共通仮設費×0.85	現場管理費×0.85	一般管理費×0.50

5 調査対象者

低入札価格調査基準価格を下回った場合で、最も入札金額の低い者または総合評価一般競争入札における総合評価点が最も高い者が調査対象者となります。

6 調査の方法

開札の結果、調査基準価格を下回る入札者がいた場合は、以下の事項について資料等の提出を求め、低価格においても適正な履行がなされるか否かを判断します。

- (1) 入札価格積算の根拠に関する事項
- (2) 施工体制及び労務、資材等の調達等に関する事項
- (3) 施工実績等に関する事項
- (4) 信用状況
- (5) その他

7 適用年月日

平成 30 年 8 月 1 日以降に発注する案件から適用

低入札価格調査制度

参考：最低制限価格制度

【添付データ】

- 登米市低入札価格調査制度実施要綱
- 低入札価格調査資料の作成について
- 各種様式（様式 1、様式 2、別紙 1～別紙 7）

問い合わせ先：総務部総務課契約係 TEL0220-22-2091 FAX0220-22-3328